3　法第十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の連結親法人の当該課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該課税事業年度の基準法人税額のうちに租税特別措置法第六十八条の九第十一項（平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法附則第七十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十八第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項若しくは第三章第十七節若しくは第十八節、平成二十二年改正法附則第百十条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項、平成二十三年改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項又は平成二十四年改正法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条及び第十条の規定を適用して計算した金額）に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第百五十五条の二十八第二項から第六項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）

第四条　法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める金額は、法第十一条に規定する合計額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　連結親法人又は各連結子法人の連結個別留保法人税額（当該連結親法人又は各連結子法人の法人税法施行令第百五十五条の四十三第二項に規定する留保金個別帰属額から同条第四項に規定する留保控除個別帰属額を控除した金額を法人税法第八十一条の十三第一項各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。次号において同じ。）の合計額

二　連結親法人又は各連結子法人の連結個別留保法人税額

2　法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、法第十二条第二項の規定により当該課税事業年度の同項の所得地方法人税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられる部分の金額とする。

3　法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、法第二十三条第一項の規定により還付を受けるべき金額に、当該金額の計算の基礎となった法人税法第八十一条の三十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項において同じ。）に係る連結親法人又は各連結子法人の同法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされたものに係る部分の金額を除く。）の合計額のうちに当該連結親法人又は各連結子法人の当該連結欠損金個別帰属額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（中間納付額の還付の手続）

第五条　税務署長は、法第十九条第一項第四号に掲げる金額の記載がある地方法人税確定申告書の提出があった場合には、当該金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、法第二十二条第一項又は第二項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

（還付すべき中間納付額の充当の順序）

第六条　法第二十二条第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一　当該還付金の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の法第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきもの（中間納付額を除く。）があるときは、当該地方法人税に充当する。

二　前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、同号に規定する中間納付額で未納のものがあるときは、当該未納の中間納付額に充当する。

三　前二号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

（中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算）

第七条　法第二十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一　法第二十二条第一項に規定する地方法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税の額の合計額

二　当該中間納付額（法第二十二条第一項の規定による還付金をもって充当をされる部分の金額を除く。）のうち次に定める順序により当該中間納付額に係る課税事業年度の地方法人税確定申告書に記載された法第十九条第一項第二号に掲げる金額（前条第一号の充当をされる地方法人税がある場合には、当該地方法人税の額を加算した金額）に達するまで順次求めた各中間納付額につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額

イ　当該中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の早いものを先順位とする。

ロ　確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の早いものを先順位とする。

2　法第二十二条第一項の規定による還付金について還付加算金の額を計算する場合には、同項に規定する地方法人税中間申告書に係る中間納付額（当該還付金をもって充当をされる部分の金額を除く。）のうち次に定める順序により当該還付金の額（当該還付金をもって前条第一号又は第二号の充当をする場合には、当該充当をする還付金の額を控除した金額）に達するまで順次遡って求めた各中間納付額を法第二十二条第三項に規定する還付をすべき中間納付額として、同項の規定を適用する。

一　当該中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の遅いものを先順位とする。

二　確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の遅いものを先順位とする。

（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付の通知）

第八条　税務署長は、法第二十三条第一項の法人に対して法人税法第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第四項又は第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度又は同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、当該法人に対し、当該課税事業年度の法第二十三条第一項に規定する確定地方法人税額のうち同項の規定により還付すべきこととなる金額を通知する。

（更正等又は決定による中間納付額に係る延滞税の還付金額及び還付加算金の額の計算等）

第九条　法第二十八条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一　法第二十八条第一項又は第二項に規定する地方法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税の額の合計額（当該延滞税のうちに既に法第二十二条第二項又は第二十八条第三項の規定により還付されるべきこととなったものがある場合には、その還付されるべきこととなった延滞税の額を除く。）